

## 当社技術販売の現状とお願い

当社の技術販売業務へのご質問や、関係官庁との協議が進行しておりますことより、以下に現状のご報告をさせて頂きます。

また、この知財ビジネスを成立させたく、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 保有特許

#### A : 権利が有効な主要特許（抵触確認は、JPP サイト等で他の当社特許も確認下さい。）

	JP 登録番号	特許の概要
1	JP3964926	ADB 基本特許は満了直近ですが、中国、米国特許はより長く維持の予定です。 [注意] 特許満了後も、存続中の侵害行為への賠償責任があります。
2	JP6476377	30倍長持ち、補給に頼らない ADB 潤滑、ナノダイヤコート
3	JP6703673	風損鉄損機械損がほぼゼロ、磁気軸受に頼らないフライホイール蓄電
4	JP7744662	高精度円加工用 MC 後付け、円弧補間に頼らない極座標ステージ

#### B : 特許庁と応答中の主要特許

	JP 公開番号	特許の概要
1	JP2022-076505	電動航空機など、低摩擦な軸受特性で軽量化を実現した軽合金 ADB。 2026.1.5 認証の請求不成立を受け、2.4迄？の知財高裁への提訴が必要との事。
2	JP2024-015932	自動車ターボチャージャー軸受の抵触調査中に発見、新構造の全周 ADB。 訴訟で被告は特許構造の不実施を主張。特許拒絶査定を受け審判請求が必要。

### ビジネス内容

#### 1) 情報提供：特許 6 点共受付中。謝礼金総額 10 %

自動車ターボでは警視庁と「抵触現品が確認できれば逮捕を検討」を確認しています。  
また NEDO 案件では“助成金不正利用”的観点から侵害確認を NEDO へ依頼しました。

#### 2) ライセシング

通常実施権、専用実施権、特許譲渡など、お客様ニーズに従い対応致します。  
アメリカ、中国特許も同様にライセシング致します。

#### 3) B 特許に対し、成功報酬を主体とした委任契約（弁護士、弁理士限定）の募集

B-1について、先の訴訟で知財高裁は「被告軸受の自律分散作用」を否定できなかったにも拘わらず、クレーム文言を「学術用語ではない」など、特許庁審決は違法性を主張できる内容と考えておりますので、ご協力お願い申し上げます。

B-2についても、課題、作用、機能の全く異なる引例による拒絶査定を受け、審判請求が必要となっております。

以上